

「ほのぼの」シリーズ  
 基幹業務システム（給与管理システム）  
 システム担当者 様



システム開発本部 開発第2部 部長 塚本 直彦

## 令和8年度 雇用保険料率改定への対応について

拝啓 平素は、弊社の「ほのぼの」シリーズ 給与管理システムをご愛顧賜りまして誠にありがとうございます。  
 早速となりますが、令和8年4月1日より雇用保険料率の変更されます。  
 つきましては、下記の内容をご確認の上、保険料率を設定していただきますようお願い申し上げます。

敬具

—記—

### ■ 改定内容

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの、雇用保険の料率が以下のように改定されます。

- 労災保険料率 令和7年度の保険料率から変更はございません。  
 （現行：その他の各種事業）3/1000

- 雇用保険料率 下表のとおり、保険料率の変更がございます。

「一般の事業」の保険料率	令和7年度		令和8年度
納付率	14.5/1000	⇒	13.5/1000
事業主負担率	9/1000		8.5/1000
被保険者負担率	5.5/1000		5/1000

※詳細は、管轄のハローワークまたは労働局にお問い合わせください。

### ■ 「ほのぼの」給与管理システム ver.4における対応方法

以下の作業は令和8年4月分の雇用保険料を計算する給与処理の直前に行ってください。

① ツールバーの【マスタ登録】をクリックします。

② マスタ選択欄より【料率】をクリックします。

③ 【雇用保険料率】をクリックします。  
 ※雇用保険料率登録画面が表示されます。

④ F1 [新規] ボタンをクリックします。  
 新たに行が追加されますので、適用年月に「R 8/ 4」と登録します。必要に応じて、備考を登録します。

(/1000)	一般事業	農林水産業・清酒製造業	建設業
職員	5.000	6.000	6.000
事業主	8.500	9.500	10.500
納付	13.500	15.500	16.500

⑤ 上図のとおり率を登録しましたら、F6 [更新] ボタンをクリックし変更内容を更新します。

上記の作業が完了しましたら、給与処理を開始します。以後、改定後の保険料率が適用されます。

**【お問い合わせ先】**

上記に関してご不明な点がございましたら、「ほのぼの」シリーズサポートセンターまでお問い合わせください。  
 以上